

大崎地域広域行政事務組合施設清掃業務仕様書

1 業務の名称
施設清掃業務（大崎広域本庁舎）

2 目的
庁舎内を清潔に保持すること

3 業務内容

(1) 日常清掃業務【1日あたり5時間】

場 所	面積	回数
(1) 1階から5階までのトイレ，2階洗面室1，4階洗面室3，廊下，階段，エレベーター室内，共有部清掃【黄色塗部分】	1,228.86 m ²	週3回（隔日） ×51週×3年
(2) 5階多目的講堂，5階会議室【水色塗部分】	286.12 m ²	週2回×51週 ×3年
(3) 4階4-4女子トイレ【橙色塗部分】	2.84 m ²	週1回×51週 ×3年

(2) 定期清掃業務

場 所	面積	回数
ワックス清掃【赤枠囲み部分】 (多目的講堂・廊下・階段・トイレ・共有部) ※エレベーター室内除く。	1,438.49 m ²	年2回×3年
カーペット清掃①【青枠囲み部分】 (3階研修室，5階会議室)	192.27 m ²	
カーペット清掃②【緑枠囲み部分】 (2階：消防隊・救急隊仮眠室， 3階：古川消防署事務室・女性用仮眠室， 4階：消防本部事務室，災害対応室，警防課事務室， 通信指令センター，防災無線室，警防課仮眠室 5階：事務局・会計事務室，副管理者室，小会議室， 会議室，議会・監査事務室)	1,332.53 m ²	契約期間中 1回
3階食堂厨房換気扇清掃【赤色塗部分】 (パナソニック製天吊型 FY-23TCS3)	1台	年1回×3年

(3) その他

- ア 清掃業務に係る消耗品及び備品の一切は、すべて受注者の負担とすること。
- イ 日常清掃業務の「週3回」とは、隔日（原則として、月・水・金）とすること。
- ウ 日常清掃業務の「週1回」及び「週2回」とは、原則として、週3回の清掃日のうちいずれかの日に行うこと。
- エ 定期清掃業務の「年2回」とは、上半期及び下半期各1回（原則として、8月・2月）とすること。
- オ 定期清掃業務の「年1回」及び「契約期間中に1回」とは、受注者と日程を調整したうえで行うこと。
- カ カーペット清掃については OA 機器類の配線を考慮し作業を実施すること。

4 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 業務場所

大崎市古川千手寺町二丁目5番20号

詳細は別紙のとおり

6 支払方法

年4回払い（3か月に1回）

7 入札方法

3か年総額（税抜）とすること

8 提出図書等

(1) 着手前提出書類

受注者は、契約締結後下記の図書等を作成し提出するものとする。

- ア 着手届及び業務工程表 1部
- イ 管理技術者等通知書 1部
- ウ その他指示する書類 各1部

(2) 業務期間満了時の提出書類

- ア 給付完了通知書 1部
- イ その他指示する書類 各1部

9 その他

(1) 長期継続契約について

- ア 本業務は長期継続契約であるため、翌年度以降における発注者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- イ 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、協議して定めるものとする。

(2) 暴力団等の排除について

- ア この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- イ 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- ウ この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

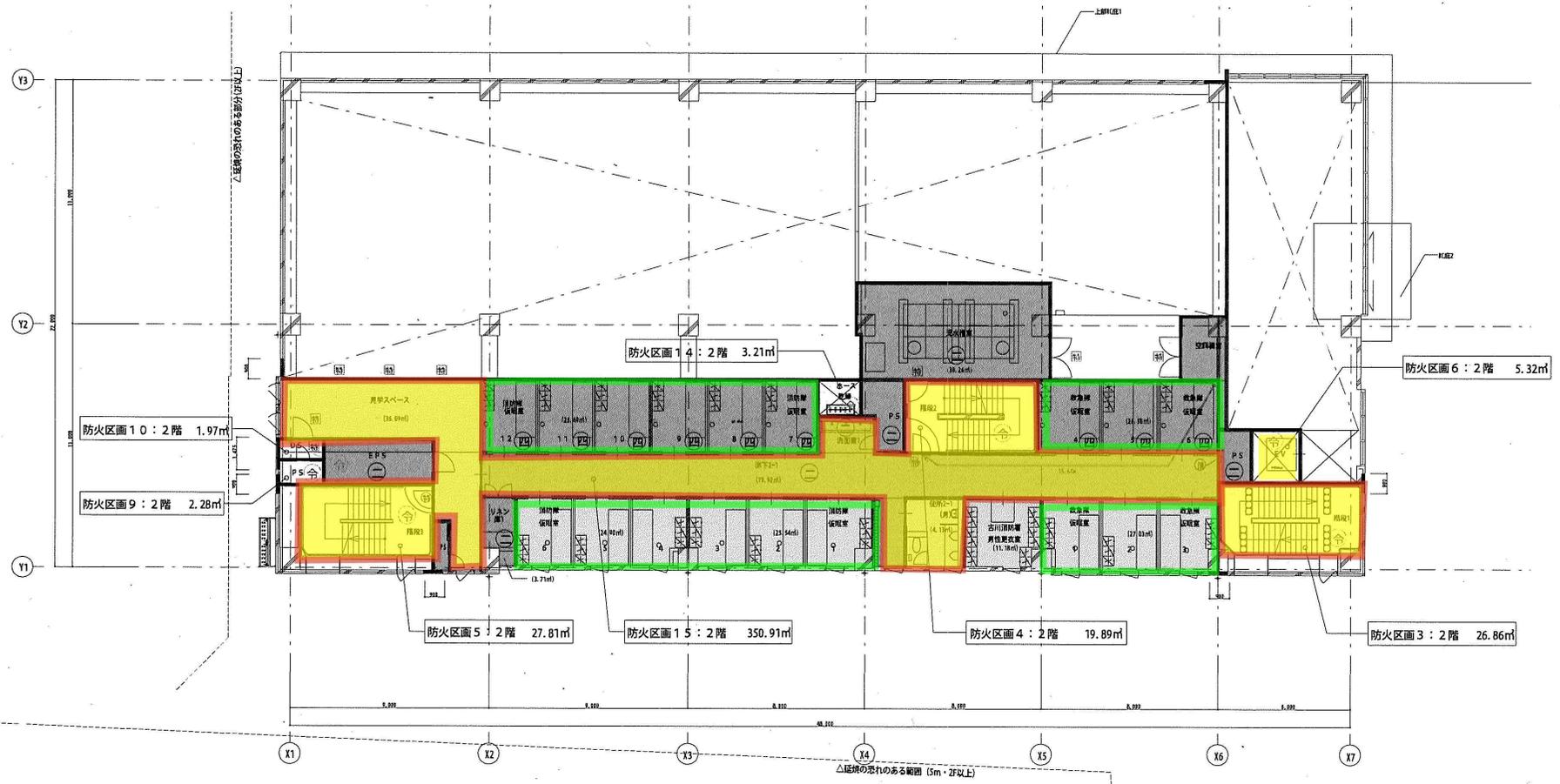


防火区画	1階	2階	3階	4階	5階	6階	計
防火区画1	511.20	-	-	-	-	-	511.20
防火区画2	491.78	植栽	-	-	-	-	491.78
防火区画3	10.84	26.86	26.86	26.86	26.86	-	101.28
防火区画4	6.03	19.89	19.89	19.89	-	-	65.70
防火区画5	8.60	27.81	27.81	27.81	-	-	101.28
防火区画6	5.32	5.32	5.32	5.32	-	-	21.32
防火区画7	10.04	-	-	-	-	-	10.04
防火区画8	5.48	-	-	-	-	-	5.48
防火区画9	6.20	2.28	1.14	1.14	1.14	1.80	13.80
防火区画10	1.97	1.97	-	-	-	-	3.94
防火区画11	5.61	-	-	-	-	-	5.61
防火区画12	-	-	-	-	-	-	-
防火区画13	-	-	-	-	-	-	-
防火区画14	-	3.21	-	-	-	-	3.21
防火区画15	-	310.91	-	-	-	-	310.91
防火区画16	-	-	992.75	-	-	-	992.75
防火区画17	-	-	-	992.75	-	-	992.75
防火区画18	-	-	-	-	1019.07	-	1019.07
防火区画19	-	-	-	-	-	10.14	10.14

基礎リスト	数量
基礎1-① 3,500×700 基礎交換=FL+100	1
基礎1-② 1,800×750 基礎交換=FL+100	1
基礎1-③ 2,850×500 基礎交換=FL+100	1

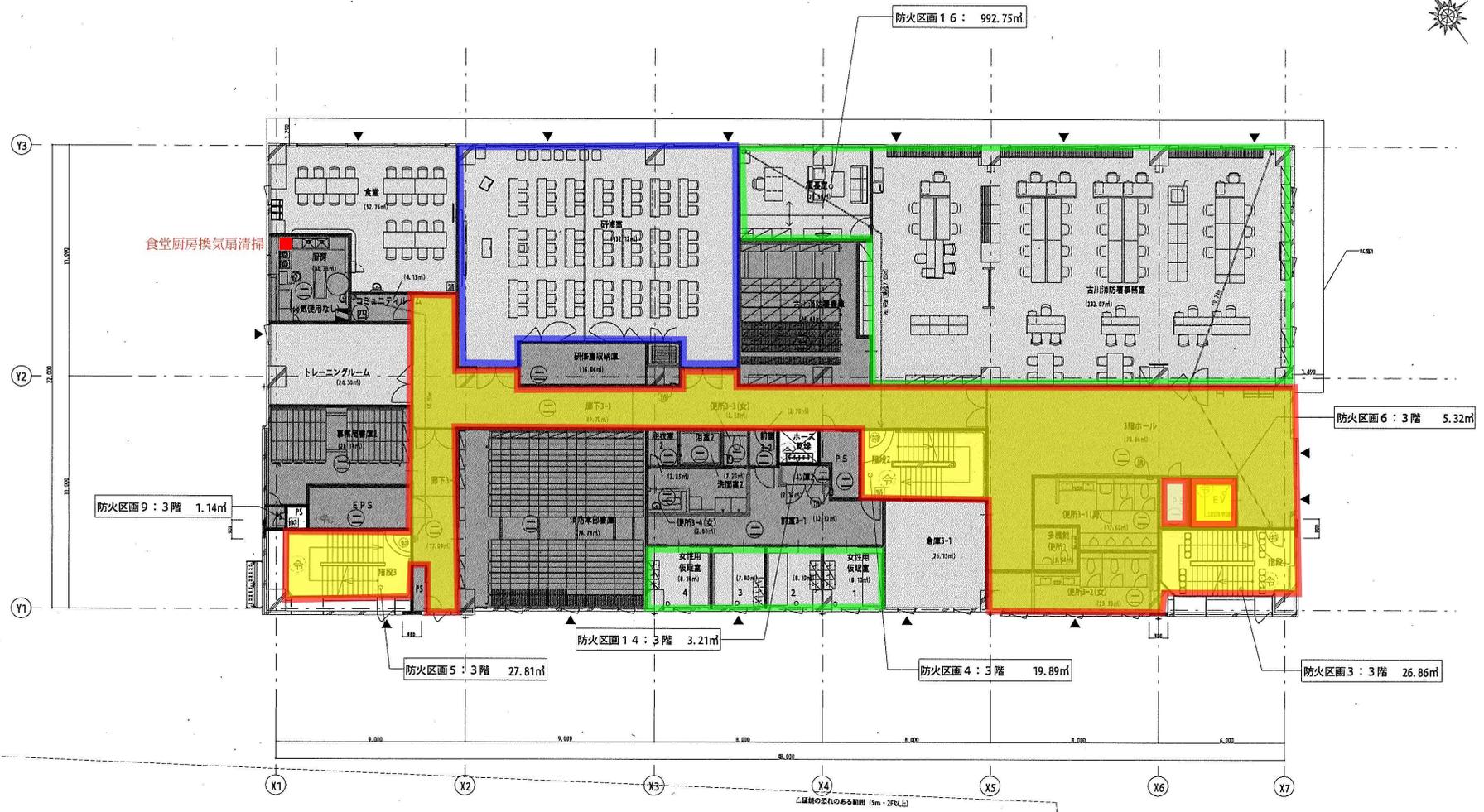
竣工図

<ul style="list-style-type: none"> 防火区画 (無防煙区画) 防煙区画 防火上主要な間仕切り (天井裏界壁・114系区画・R) 防火設備 (法定第9条の2口) (購入ガラス) 常時閉鎖式特定防火設備 随時閉鎖式特定防火設備 (常閉) 	<ul style="list-style-type: none"> RC EXP-ECP160 軽度鉄骨壁 (耐火間仕切り壁) 軽度鉄骨壁 (上記以外) 下り壁 (特記なき限り H=500) 	<ul style="list-style-type: none"> 水色 自然肌 ピンク H12告示1436号第4号ニ 防火区画 ピンク H12告示1436号第4号ニ 防煙区画 ピンク H12告示1436号第4号ニ 不燃区画 ※ピンク色で記載なき場合は (ニ) とする 	<ul style="list-style-type: none"> 排煙機~種令126の2-1,二,三,四 建築物の防火避難規定の解説2002 P72 代替出入口 (R=750mm H=1200mm以上) 消火栓BOX 避難距離 (重複距離) 	<ul style="list-style-type: none"> ※常時閉鎖式特定防火設備・常時閉鎖式防火設備: 前面積3m²以下 ※PS・EPSは水平区画とする ※防煙区画上の開口は、常閉かつ不燃とする ※自閉式の親子扉は、開口調整継付とする 	大崎広域消防本部・吉川消防署建設工事 庁舎棟 1階平面図 04150-010 A1 1/100 A3 1/200 A-908 2018
---	---	--	---	---	---



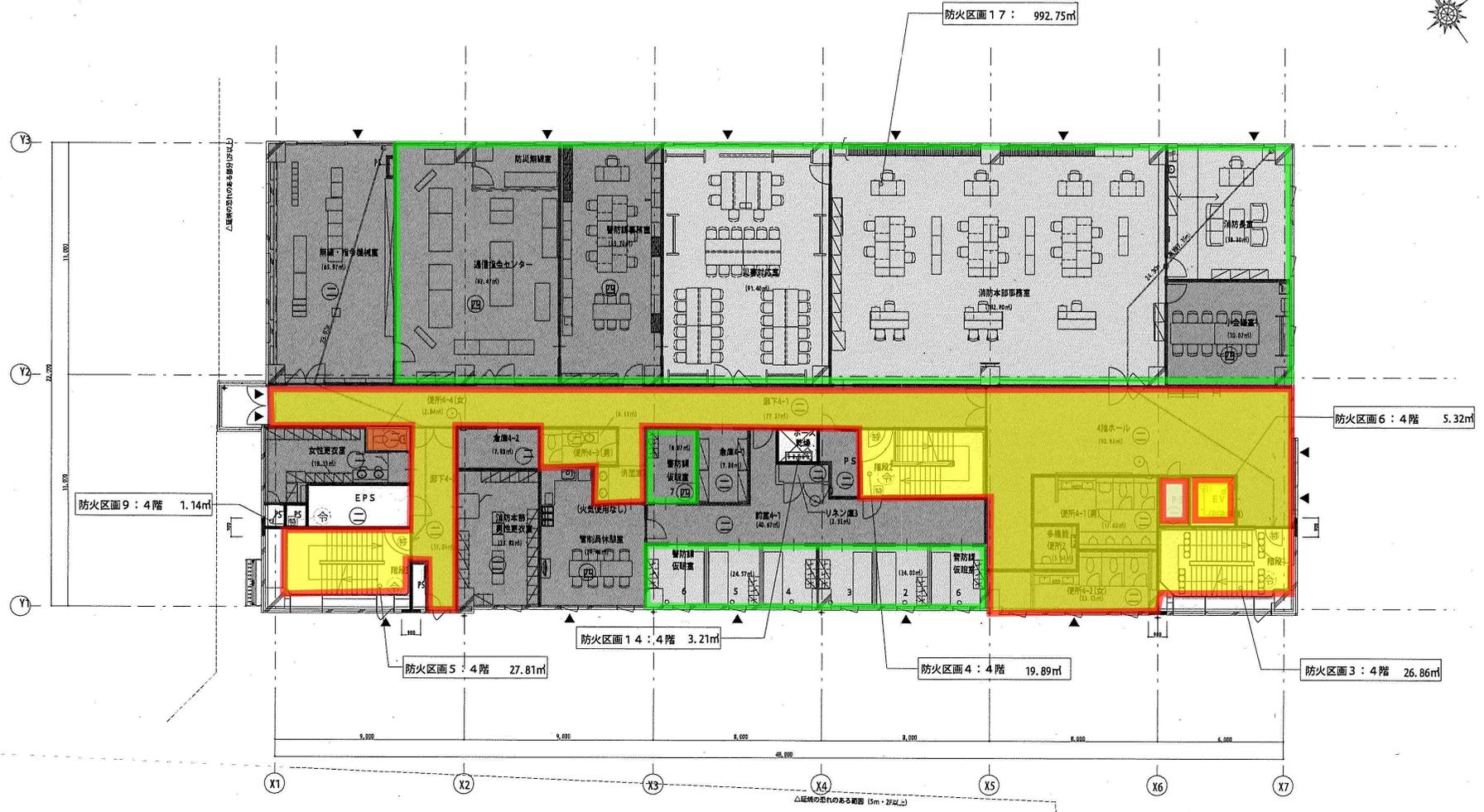
竣工図

<ul style="list-style-type: none"> 防火区画 (兼防煙区画) 防煙区画 防火上主要な部仕切 (天井裏昇降・114号区画・W9) 防火設備 (法2条9号の2口) (輸入ガラス) 常時閉鎖式特定防火設備 随時閉鎖式特定防火設備 (常開) 	<ul style="list-style-type: none"> R C EP:EP160 経産機骨壁 (耐火間仕切壁) 経産機骨壁 (上記以外) 下り壁 (耐火性能限り H=500) 	<ul style="list-style-type: none"> 水色 自然掛壁 ピンク H12告示1436号第4号ニ (一) 防火区画 ピンク H12告示1436号第4号ニ (二) 防煙区画 ピンク H12告示1436号第4号ニ (四) 不燃区画 ※ピンク色で記載なき室は (二) とする 	<ul style="list-style-type: none"> 非燃発熱一連令126の2-1-二,三,四 建築物の防火避難規定の解説2002 P72 代替出入口 (W=750mm H=1200mm以上) 消火器80X 避難距離 (重複記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ※常時閉鎖式特定防火設備・常時閉鎖式防火設備: 扉面積3m²以下 ※EPS・EPSIは水平区画とする ※防煙区画上の扉は、常開かつ不燃とする ※自閉式の硝子扉は、順位設置料付とする 	<ul style="list-style-type: none"> 工務 大崎広域消防本部・吉川消防署建設工事 事務 庁舎棟 2階平面図 	<ul style="list-style-type: none"> 04150-010 AT 1/100 A3 1/200 	<ul style="list-style-type: none"> A-909
---	---	--	--	---	---	---	---



竣工図

防火区画 (無防火区画)	RC	水色 自然仕様	消火栓 126の2-1二、三、四	※常時閉鎖式特定防火設備・常時閉鎖式防火設備：扉面積3m ² 以下	大崎広域消防本部・吉川消防署建設工事	04150-010	A-910
防火区画	ECP:EP160	ピンク H12告示1436号第4号ニ (一) 防火区画	建築物の防火避難規定の解説P72	※PS・EPSは防火区画とする	庁舎棟 3階平面図	A1 1/100 A3 1/200	
防火上主要な部仕切 (天井裏等壁・114号区画・W9)	経路壁等壁(耐火仕切壁)	ピンク H12告示1436号第4号ニ (二) 防火区画	代替出入口 (R=750mm H=1200mm以上)	※防火区画上の扉は、常閉かつ不燃とする			
防火設備 (法2条9号の2ロ) (扉入ガラス)	経路壁等壁(上記以外)	ピンク H12告示1436号第4号ニ (四) 不燃区画	消火栓BOX	※自閉式の親子扉は、扉位取替付とする			
防火設備 (法2条9号の2ロ) (扉入ガラス)	下り壁 (特記なき限り H=500)	※ピンク色で記載なき壁は (二) とする	避難距離 (重複距離)				
常時閉鎖式特定防火設備							
常時閉鎖式特定防火設備 (常閉)							



竣工図

<ul style="list-style-type: none"> 防火区画 (無防煙区画) 防煙区画 防火上主要な間仕切り (天井裏昇降・114条区画・W) 防火設備 (法2条9号の2口) (納入ガラス) 常時閉鎖式特定防火設備 随時閉鎖式特定防火設備 (常開) 	<ul style="list-style-type: none"> R C EP: ECP160 軽鋼骨構造 (耐火断仕切壁) 軽鋼骨構造 (上記以外) 下り壁 (前記なき限り H=500) 	<ul style="list-style-type: none"> 水色 自然仕様 ピンク H12告示1436号第4号ニ (一) 防火区画 ピンク H12告示1436号第4号ニ (二) 防煙区画 ピンク H12告示1436号第4号ニ (四) 不燃区画 ※ピンク色で記載なき室は (二) とする 	<ul style="list-style-type: none"> 消煙免状~建令126の2-1ニ、三、四 建築物の防火避難規定の解説P72 代替出入口 (H=750mm H=1200mm以上) 消火器BOX 遊覧距離 (重複距離) 	<ul style="list-style-type: none"> ※常時閉鎖式特定防火設備・常時閉鎖式防火設備: 扉面積1m²以下 ※PS・EPSは水平区画とする ※防煙区画上の扉は、常開かつ不燃とする ※自防式の親子扉は、副位設置義務とする 	<ul style="list-style-type: none"> 大崎広域消防本部・吉川消防署建設工事 庁舎棟 4階平面図 	<ul style="list-style-type: none"> 04150-010 A1 1/100 A3 1/200 	<ul style="list-style-type: none"> A-911 3/4
---	---	--	--	--	---	---	--

